



令和6年
11月号

広報たしる

鳥栖警察署
田代交番
作成者 野口 心
☎0942-83-2131

児童虐待防止対策の推進

～あなたの電話で救われる子供がいます～

児童虐待は、子供の発育に大きな影響を与える重大な問題です。家庭内で起こることから潜在化しやすく、発見が遅れた場合、重大な結果を生じさせることになりかねないという特徴があります。



○児童虐待とは

- 1 **身体的虐待**～児童に暴行を加えること
- 2 **性的虐待**～児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせること
- 3 **ネグレクト（拒否・怠慢）**～児童の健康・安全への配慮を怠ったり、育児を放棄することや、同居人等が行う虐待を放置すること
- 4 **心理的虐待**～児童に対し著しい暴言や拒絶的な対応をしたり、児童の前で配偶者に対し暴力を振るうこと（面前DV）。



「虐待かも!？」と思ったら、
児童相談所全国共通ダイヤル
☎189(いちはやく)番へ

捜査にご協力をお願いします!

これまで、皆様からのご協力を得て、たくさんの指名手配被疑者を検挙することができました。

しかし、全国では、いまだに多くの指名手配中の被疑者が逃走中です。

一日でも早く逮捕して事件を解決するため、引き続き県民の皆様、情報提供等のご協力をお願いします。

- ・「おかしいな?」と思ったら迷わず110番通報を!
- ・聞き込み捜査にご協力をお願いします。
- ・「警察庁指名手配」へアクセスできます。

携帯電話、スマートフォン等で指名手配中の被疑者の顔や特徴が分かります。

佐賀県警HPから

➡ **指名手配** **検索** or



STOP!!子供への性被害

◆ 自分の身を守るために

- ・下着姿や裸の写真は撮らない、送らない
- ・個人を特定される情報を掲載しない
- ・出会いを求める内容の書き込みをしない
- ・SNSで知り合った相手とは会わない

◆ 子供を性被害から守るために

- 子供が利用するスマートフォンなどの機器に、年齢や利用状況に応じた「**フィルタリング**」を設定
- 保護者が同意したアプリやソフトに限り利用できるような**機能制限**を行う
- インターネットやSNS利用について**家庭のルール**を決める



女性に対する暴力対策の推進

令和6年11月12日（火）～11月25日（月）は

「女性に対する暴力をなくす運動」週間です!

この運動は、毎年11月12日から同月25日まで全国一斉に実施され、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等の女性に対する暴力の問題への取組を一層強化する週間です。



～ 一人で悩まず、まずは相談しましょう! ～

DV相談受付窓口

- 配偶者暴力相談支援センター
 - ・佐賀県婦人相談所 ☎ 0952-26-1212
 - ・佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」 ☎ 0952-26-0018
- 佐賀県警察本部
 - ・レディーステレホン ☎ 0952-28-4187

犯罪被害者週間を知っていますか?

「第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）」において、毎年11月25日から12月1日までの期間を「犯罪被害者週間」と定め、この期間を中心に、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報活動を実施することとされています。